

豊中市公式インスタグラム運用ポリシー

豊中市は、豊中市公式インスタグラムアカウント（以下、当アカウントとします。）を開
設し、本市の魅力情報の発信を行います。当アカウントを通じての情報発信にあたり、利
用者に誤解や混乱が生じないよう運用ポリシーを次のとおり定めます。内容を確認、同意
の上、ご利用ください。

1. 運用

- (1)アカウント：andToyonaka
- (2)ユーザーネーム：toyonaka_miryoku
- (3)アカウント URL：https://www.instagram.com/toyonaka_miryoku/
- (4)運用責任者：【全体の管理・運営に関すること】魅力文化創造課長
【広報戦略課からの発信に関すること】広報戦略課長
運用者は魅力文化創造課職員、広報戦略課職員および魅力文化創造課長が
認めた職員。
- (5)掲載内容：魅力情報、他ユーザーによる本市に関係する投稿の転載
- (6)投稿時間：投稿する時間は原則開庁時間内（平日の午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分）
とします。ただし、それ以外の時間に投稿する場合があります。

2. フォローや返信、リポストなどへの対応

- (1)フォローは原則行いません。ただし、次のアカウントについて、運用責任者が必要と認
めるものは行います。
ア国または地方公共団体
イ本市の施設などを管理している公共性の高い団体
ウ公共交通機関などの公共性の高い民間事業者
エ本市の魅力を高め、拡散が期待できる情報を発信する団体や個人など
- (2)可能な範囲で「いいね！」や返信を行うが、全てに行うものではありません。
- (3)本市の魅力を高め、拡散が期待できる情報であると判断した場合、リポストを行います。
- (4)本市へのご質問・ご意見は「市民の声」をご利用ください。
(<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/sanka/koe/index.html>)

3. 禁止事項

当アカウントに対して、以下の事項に該当する内容の投稿はご遠慮ください。投稿内容が
以下のいずれかに該当する場合、アカウントのブロックを行う場合があります。

- イ) 法律、法令等に違反する内容または違反するおそれがあるもの
- ロ) 特定の個人や団体などを誹謗中傷するもの

- ハ) 政治、選挙、宗教活動またはこれらに類するもの
- ニ) 著作権、商標権、肖像権など本市または第三者の知的所有権を侵害するおそれのあるもの
- ホ) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を主な目的とするもの
- ヘ) 人種、思想、信条などの差別または差別を助長させるもの
- ト) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- チ) 虚偽や事実と異なる内容、噂を助長させるもの
- リ) 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいするなどプライバシーを害するもの
- ヌ) 有害なプログラムなど
- ル) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- ヲ) その他、本市が不適切と判断した内容

4. 著作権

当アカウントから投稿する写真・イラスト・音声・動画・記事の著作権は、本市や正当な権利を有する者に帰属します。本市指定のハッシュタグを付けた他ユーザーの投稿に掲載されている写真などは、本市の広報誌やホームページ、フェイスブック、ツイッターなどで本人の承諾を得ることなく、紹介することがあります。

また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合およびインスタグラム上でリポスト機能を使用するなど、転載の対象となる内容を改編せず、また出所を明記する場合を除き、無断で複製・転載することはできません。

5. 免責事項

当アカウントの投稿は細心の注意を払っていますが、情報の正確性や完全性、有用性について保証するものではありません。

本市は、利用者が本市の情報をを用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。いかなる場合でも本市は、利用者間、もしくは利用者と第三者間のトラブルによって利用者または第三者が被った損害や損失について、何ら責任を負うものではありません。

また、本市は予告なく当アカウントの中止や内容の変更、運用ポリシーの変更や運用方法の見直しを行う場合があります。

附則

この運用ポリシーは令和元年 6 月 18 日から適用します。

この運用ポリシーは令和 3 年 4 月 1 日から適用します。

この運用ポリシーは令和 4 年 4 月 14 日から適用します。

この運用ポリシーは令和 7 年 4 月 1 日から適用します。